

大東市自治基本条例制定の取組について

社会的背景

- (1) **地方分権への対応**
地方分権により、市は、分担すべき役割を明確にし、国や府と対等、平等の関係を築き、地域の行政を自主的、総合的に進めていかなければならない。
- (2) **住民活動の変化**
市民参加意識が高揚し、市民協働の動きが活発化するに伴い、市民、事業者、市のそれぞれの役割と責務を明らかにしておく必要がある。
- (3) **地域づくりの制度化**
各市町村で築き上げてきた地域づくりを守り育てていくためには、地域の知恵や工夫を自治体の政策活動に結びつける総合的なシステムが必要である。

制定に向けての位置づけ

第4次大東市総合計画において『市民参加を重視し、協働と連携のまちづくりを高める』ために』に該当する政策として位置づけ、市制50周年記念事業における市民協働事業の一つとして取り組む。

制定の意義

市民自治の実現

- ・市政に何が 필요한のか、負担も含めて市民と行政が協働で考える体制を整えることにより、市政の執行権を市民が取り戻し、市民主体の自治を実現を目指す。

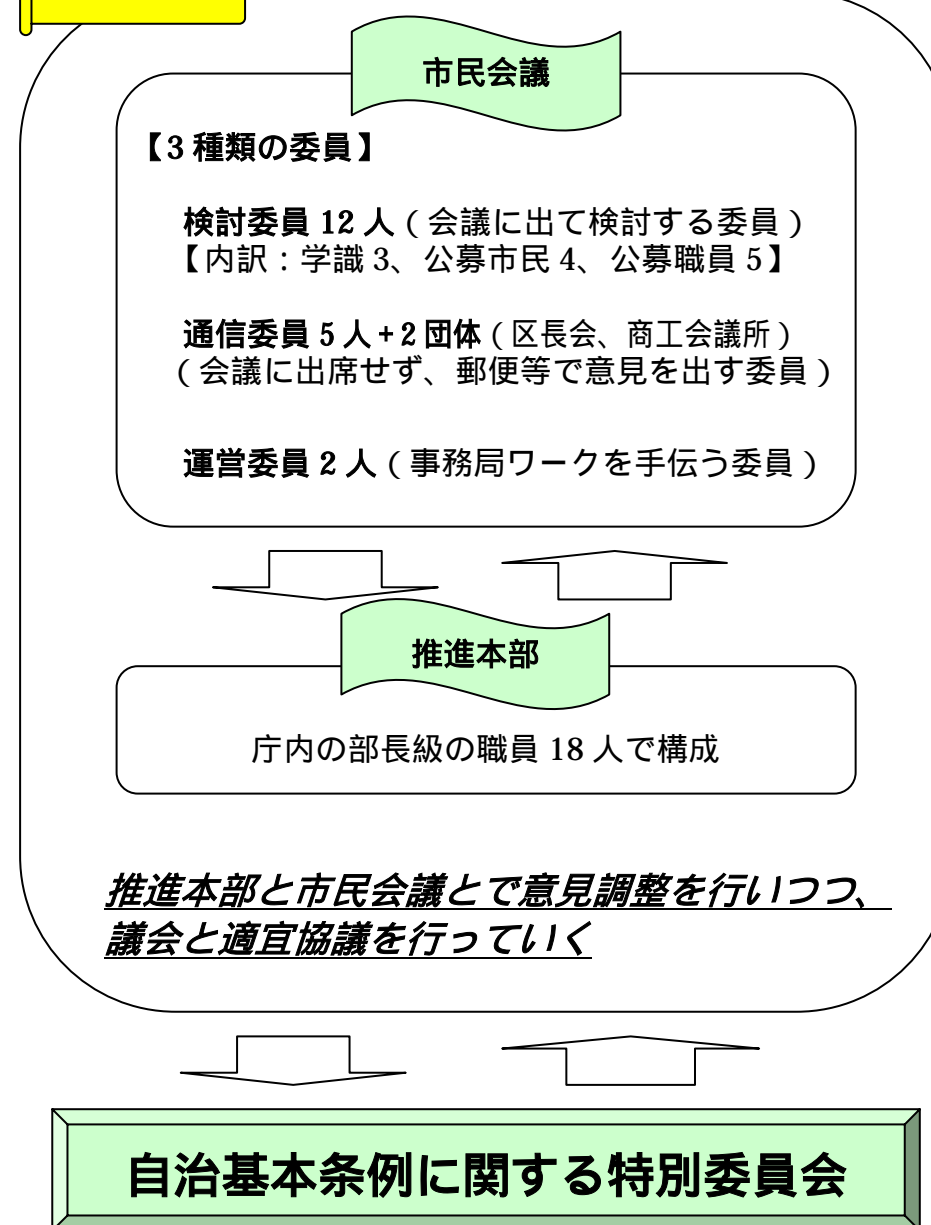
地域の個性を発揮するまちづくり

- ・市民の意思を市政に反映することにより、地域の個性豊かなまちづくりが展開される。また、市民一人ひとりが協力することで、行政の手の届きにくいニーズへの対応も可能となる。

市政運営の基本ルールの確立

- ・自治基本条例は、市条例の中でも最高位の基本法として、市民の権利と義務、市の運営システムなどを市民に解り易く定めるとともに、市民参加と協働の仕組みに関する基本ルールの役割を担う。

制定体制



広報等

- H16.6.7 ホームページの作成（随時更新）
市民会議の会議録や検討資料の公開等
- 9.19 市民まつりで広報チラシを配布
- 10.1 広報だいで市民会議発足の記事を掲載
- 10.27 図書館、両人権文化センターに会議録概要を配置
以降、市民会議開催毎に会議録概要を作成して配置
- 11.6 防災環境フェアでちらしを配布
- 11.13 いきいき商工フェスタで広報チラシを配置
- H17.2.1 広報誌で「協働のまち」の特集記事を掲載
- 9.18 市民まつりで広報チラシ 1,500部を配布

検討経過

- H16.6.1 自治基本条例策定市民会議規則および自治基本条例推進本部規程を制定
- 7.20 第1回推進本部開催（和歌山大・三吉教授による講演）
- 8.2 大東市自治基本条例策定宣言を制定し、本市の策定意思を明確化する
- 8.9 委員委嘱、第1回市民会議開催
- 11.11 オフサイトミーティング（財政）
- 12.23 条例に盛り込むべき項目の抽出（第6回会議）
- H17.1.14 自治基本条例を府内初で策定した岸和田市職員を招き現場の生の声を聞く（第7回会議）
- 1.19 オフサイトミーティング（総合計画）
- 2.14 市民1000人にアンケート調査実施
- 2.22 市民と行政の協働指針を検討している市民懇話会との合同会議を開催し、意見交換を行う（第9回会議）
- 3.3 施政方針で市長が自治基本条例策定の決意を表明
- 3.23 議会研修会開催（会長が講演）
- 4.18 第2回推進本部開催（経過報告）
- 4.28 職員アンケート実施（各課3人）
- 5.24 第14回市民会議（概要案完成）
- 5.25 庁内各課等に対する意見照会
- 6.7,9 第2回関係課長会議（アンケート結果報告、意見聴取等）
- 6.22 第3回推進本部開催（アンケート結果報告、意見聴取等）
- 6.30 第1回自治基本条例に関する特別委員会開催
- 7.12 第2回特別委員会開催（条例案概要の検討）
- 7.24 第17回市民会議（条例案概要完成）
- 8.9 全議員を対象とした説明会を開催
- 8.23 第3回特別委員会開催（条例案要綱の検討）
- 8.23 第19回市民会議開催（条例案要綱の完成）
- 9.8 第20回市民会議開催（条例試案の検討）
- 9.27 第21回市民会議開催（条例試案完成）